



千早赤阪村新型インフルエンザ等行動計画(第2版)案 概要

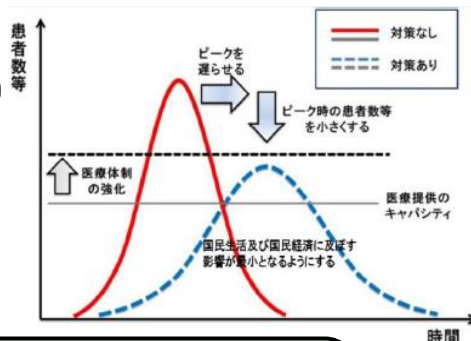
令和8年 月
民生部健康課

新型インフルエンザ等行動計画とは (P.2)

➢ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により策定する計画

目的 (P.5)

- 感染拡大の抑制と住民の生命及び健康の保護
- 住民生活及び社会経済活動への影響の最小化

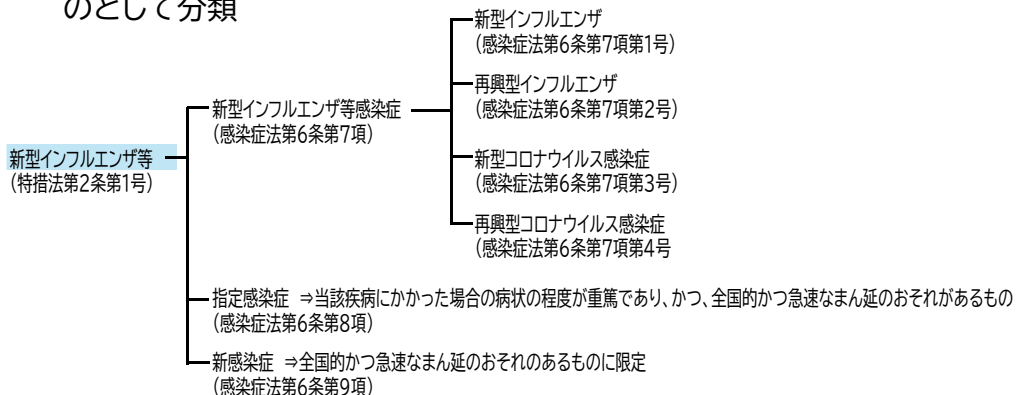


村行動計画改定の背景 (P.3～4)

- 新型コロナウイルスなどの感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画、令和7年3月に府行動計画が改定されたことを受け、村行動計画を改定するもの
- 今後は国や府の動向により、適宜改定する

対象となる感染症 (P.3)

- 住民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして分類



対策項目 (P.19)

➢ 政府行動計画や府行動計画と整合を図る

- (1) 実施体制 (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止 (4) ワクチン(予防接種)
- (5) 保健 (6) 物資
- (7) 住民生活及び地域経済の安定の確保

対応時期 (P.7～)

➢ 発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて一連の流れをもった戦略を確立する

対応時期	時期
準備期	新型インフルエンザ等の発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対策の実施上の留意事項 (P.11～)

➢ 下記事項に留意し、府・近隣市町・関係機関等と連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期す

- (1) 平時の備えの整理や拡充
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成や保存



千早赤阪村新型インフルエンザ等行動計画(第2版)案 概要

令和8年 月
民生部健康課

主な改定のポイント

(P.7、19)

- 7つの対策項目に拡充
- 対策項目ごとに3期(準備期・初動期・対応期)に再設定の上、準備期(平時)の取組みを充実
- 「平時の備えの拡充」、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え」、「基本的人権の尊重」等

【対策項目】平成26年3月策定

- (1)実施体制
- (2)サーベイランス・情報収集
- (3)情報提供・共有
- (4)予防・まん延防止
- (5)医療
- (6)住民生活及び住民経済の安定の確保

【対応時期】平成26年3月策定

未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
大阪府内 未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、大阪府内では発生していない状態
大阪府内 発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
大阪府内 感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【対策項目】令和8年 月策定(第2版)

- (1)実施体制
- (2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3)まん延防止
- (4)ワクチン(予防接種)
- (5)保健
- (6)物資
- (7)住民生活及び地域経済の安定の確保

【対応時期】令和8年 月改定(第2版)

準備期	➢ 新型インフルエンザ等の発生前の段階
初動期	➢ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	➢ 封じ込めを念頭に対応する時期 ➢ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ➢ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ➢ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期



千早赤阪村新型インフルエンザ等行動計画(第2版)案 概要

令和8年 月
民生部健康課

対策項目における対応時期の内容

(P.21～)

対策項目	準備期	初動期	対応期
I.実施体制 (P.21～)	➢実践的な訓練の実施 ➢村行動計画等の作成・変更や体制整備の強化	➢新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ➢迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ➢業務継続計画(BCP)の執行	➢基本となる実施体制の在り方(職員体制の強化、職員の派遣・応援への対応、財政上の措置、緊急事態宣言の発出時の対応、対策本部の廃止)
II.情報提供・共有、リスクコミュニケーション (P.23～)	➢新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有(府との感染状況等の情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発)	➢情報提供・共有(府との感染状況等の情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応)	➢情報提供・共有(府との感染状況等の情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応)
III.まん延防止 (P.27～)	➢新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進	➢新型インフルエンザ等の感染拡大防止に向けた情報発信	➢感染拡大防止策に関する住民、事業者等に対する要請等 ➢外出制限等 ➢施設の使用制限(学校・こども園等)
IV.ワクチン (予防接種) (P.28～)	➢予防接種に必要な資材 ➢ワクチンの供給体制 ➢接種体制の構築(特定接種・住民接種) ➢情報提供・共有(住民への対応、村の対応、予防接種施設における多分野連携) ➢DXの推進	➢接種体制の構築 ➢予防接種に必要な資材の確保(接種対象者数の把握、実施体制の構築と業務分担、人員配置、体制確保、ワクチン等の確保、送迎体制の確保、デジタル対応、救急対応体制の整備、感染性廃棄物の保管と処理体制の確保、接種動線と会場設営の工夫) ➢特定接種 ➢住民接種に向けた準備(集団接種)	➢ワクチンや必要な資材の供給 ➢接種体制(地方公務員への特定接種、住民接種) ➢副反応相談体制の充実 ➢健康被害救済 ➢情報提供・共有(ワクチンの安全性に係る情報)



千早赤阪村新型インフルエンザ等行動計画(第2版)案 概要

令和8年 月
民生部健康課

対策項目における対応時期の内容

(つづき P.41～)

対策項目	準備期	初動期	対応期
V.保健 (P.41～)	➢多様な主体との連携体制の構築 ➢研修等を通じた対応力の向上 ➢村内施設用感染拡大防止に向けた掲示物などの準備	➢帰国者・接触者相談センターの周知 ➢集団感染防止のための保健活動 ➢濃厚接触者に関する保健活動	➢健康観察及び生活支援 ➢感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集への協力
VI.物資 (P.42～)	➢感染症対策物資等の備蓄等 ➢住民に対する個人の備蓄品に関する周知	➢感染源の特性に応じた物資の見直し及び購入 ➢物資の残量確認及び分配方法 ➢物資の補充	➢感染源の変異に応じた物資の見直し及び購入 ➢物資の残量確認及び分配方法 ➢物資の補充
VII.住民生活及び 地域経済の安定 の確保 (P.44～)	➢情報共有体制の整備 ➢支援の実施に係る仕組みの整備 ➢物資及び資材の備蓄 ➢生活支援を要する者への支援等の準備 ➢火葬体制の構築	➢遺体の火葬・安置	➢住民生活の安定確保を目的とした対応 (心身への影響に関する施策、生活支援を要する者への支援、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定等、埋葬・火葬の特例等) ➢社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 (事業者に対する支援、住民生活及び地域経済の安定に関する措置)

千早赤阪村新型インフルエンザ等行動計画(第2版) 概要版(令和8年 月)

千早赤阪村民生部健康課(千早赤阪村立保健センター内)
〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1
TEL 0721-72-0069(直)、FAX 0721-70-2021
ホームページ <https://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>

QR